

決議 13.4 (CoP16 で改正) * [仮訳]

大型霊長類の保全並びに取引

文化的並びに科学的観点から、および我々の自然遺産の一部としてだけでなく、人類に最も近い生きた近縁種としての大型霊長類の特別な重要性を意識し、

アフリカとアジアの大型霊長類 [ゴリラ (*Gorilla* 属)、チンパンジー (*Pan* 属)、オランウータン (*Pongo* 属) の全種] の野生個体群が生きた動物の取引、ブッシュミートを目的とする密猟、病気、およびかく乱、分断、破壊による生息地の消失による総合的影響によって脅かされていることを憂慮し、

ほとんどすべての大型霊長類個体群が激減し続けていることを憂慮し、

現在チンパンジーがかつて生息していた 25 カ国中 1 カ国または、3 カ国以上で絶滅した可能性が報告され、スマトラのオランウータン (*Pongo pygmaeus abelii*) およびゴリラの 3 亜種が IUCN により「近絶滅種」に分類され、大型霊長類の他の種ならびに亜種が「絶滅危惧種」に分類されていることを意識し、

大型霊長類全種が条約附属書 I に掲載されていることを想起し、

森林生息地の開放により、生息国と非生息国両方の特に都市住民の間での霊長類の肉に対する需要が拡大し、特に若い個体をはじめとする生きた標本に対する世界的需要が持続することにより、国際並びに国内レベルの違法取引が刺激されてきたことを憂慮し、

押収された生きた標本を原産国に返すことを含め、密猟と違法取引を取り締まるために数カ国の生息国並びに非生息国ですすでに行われた活動を称賛し、

大型霊長類、その生息地、関係する生物多様性資源を守るにあたり生息国 23 カ国を補助するための国際的支援の必要性を認識し、

没収とその後の生きた動物の取扱いを含め、大型霊長類の生きた標本とその部分並びに派生物の違法取引の防止において全締約国を補助するための技術指導の必要性も認識し、

UNEP と UNESCO が主催する持続可能な開発に関する世界サミット大型霊長類存続プロジェクト (WSSD GRASP) パートナーシップが、IUCN 種の保存委員会 (SSC) と国際霊長類学会 (IPS) の両方の会員を含む GRASP 科学委員会の科学的専門知識を利用し、生息国並びに非生息国、国際条約 (CITES と生物多様性条約

を含む)、広範囲な世界並びに国内非政府組織がそこに結集することに留意し、

野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアム (ICCWC) の設立を歓迎し、

国内野生生物法執行機関に対し、および日常的に自然資源を保護する小地域並びに地域ネットワークに対し、調整の取れた支援を提供する上で ICCWC が果たす重要な役割を意識し、

アフリカ並びにアジアにおける国内並びに地域保全計画を支援する仕事および生息国の実施能力強化に果たす役割を意識し、

2005 年 9 月 9 日の大型霊長類に関するキンシャサ宣言が、閣僚、代表団団長、全 GRASP パートナーにより採択され、その中で特に、大型霊長類の長期的未来を確保するための努力を強化することを約束し、大型霊長類を保護する効果的な執行と法整備、および大型霊長類の個体群に悪影響を及ぼす活動を阻止するための努力の調整を確保するために、生息国および周辺国間で協力を促進し、強化する必要性を強調したことに留意し、

条約締約国会議は

全締約国に対して次のとおり求める。

- a) 以下を含め、大型霊長類を守るための包括的法律制定を採択し、実施する。
 - i) 主として商業的目的のすべての国際取引の禁止。これには大型霊長類の野生で捕獲された標本の商業的目的の販売、展示、購入、購入の申し出、取得が含まれる。
 - ii) 大型霊長類およびその部分並びに派生物の違法取引の撤廃を目的とする抑止力としての罰則。
- b) 大型霊長類の生息地における密猟取締対策および国境における密猟取締対策を含む施行規制措置を強化する。
- c) 大型霊長類の国際的用途を CITES に従い国が承認した動物園、教育センター、救済センター、飼育繁殖センターに制限する。かつ、
- d) 連続する生息地を管理するため、また、そのような生息地が分断化あるいは質が低下した場合に生息地を回復するための適切な措置を講じるために、

* 第 16 回締約国会議で改正。

近隣生息国間での国境を越えた協力を含め、大型霊長類の生息地の保護を促進する。

事務局に対して次のとおりに命じる。

- a) 締約国と密接に協力し、また、GRASP パートナーシップの一員として、法律制定並びに施行措置および地域並びに小地域率先計画を含め、大型霊長類の違法取引を停止または削減し、最終的に撤廃するための措置を開発し、実施する。
- b) この決議の施行を支援するために、ICCWC パートナーと密接に協力する。
- c) 国内・地域保全計画の実施において生息国を補助する。これには違法取引の撤廃を目的とする措置を含む。かつ、
- d) この決議の実施に関して常設委員会の定期会議で報告する。

常設委員会に対して次のとおりに命じる。

- a) 事務局の報告書に基づきこの決議の実施を各定期会合で再検討する。
- b) GRASP との協力その他の適切なパートナーシップによって組織した技術的代表団の派遣などの他の措置を考慮し、必要であればその後、政治的代表団の派遣を考慮する。かつ、
- c) 締約国会議の各会合でこの決議の実施に関する報告を行い、さらなる対策に関する勧告を行う。

事務局、常設委員会、動物委員会に対し、GRASP と密接に協力し、条約が大型霊長類の保全および違法取引による大型霊長類個体群への脅威に関する啓発の促進に寄与できるような他の措置を探り、実施するよう求める。

全生息国、その他の締約国、関係組織に対し、GRASP パートナーシップへの参加を求める。

生物多様性条約および移動性の野生動物種に関する条約などの他の関連多国間協定の全締約国に対し、大型霊長類個体群を保全するための共通戦略の策定において GRASP その他の適切なパートナーシップと協力するよう呼びかける。

全政府、政府間組織、国際援助機関、非政府組織に対し、緊急を要する事柄として、以下を含めた大型霊長類の保全を支援するために可能なあらゆる方法で生息国を補助するよう呼びかける。

- a) 資金の提供。
- b) 施行、訓練、実施能力強化、教育の補助。
- c) 個体数モニタリングおよび科学的、技術的、法的情報並びに専門知識の収集並びに交換。
- d) 生息地の管理と回復。
- e) 人と霊長類の間の衝突の緩和。および、
- f) 代替タンパク質源など、地元共同体に対して目に見える便益をもたらすプロジェクトの開発。かつ、

特に GRASP その他の適切なパートナーシップおよびこの決議を実施するために講じられる措置を通じた活動などにより野生の全個体群の長期的存続を保証するために、これらの種の標本の違法取引を止めよう呼びかける。

事務局に対し、大型霊長類の保全に関して生物多様性条約事務局と協力し、特に本来の場所での保全に関係する措置を開発し、CITES に関係する勧告を討議のために常設委員会に提出するよう呼びかける。 ■